

三島市総合計画審議会委員の委嘱式及び第1回三島市総合計画審議会

と き 令和元年12月24日(火)
午後1時30分～3時00分
と ころ 市役所本庁第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 会長・副会長の選任について
- 5 総合計画の概要について
- 6 第4次総合計画の評価の報告 資料 1
- 7 策定の取組み状況について
 - (1) 第5次三島市総合計画策定方針及びスケジュールについて 資料 2
 - (2) 市民意見の聴取について
 - ア 市民参画による計画づくりについて
 - ・絵画コンクール 資料 3
 - ・団体ヒアリング及び市民未来会議 資料 4
 - イ 市民意識調査 資料 5
- 8 基本構想・基本計画の構成案について 資料 6
- 9 今後のスケジュール 資料 7
 - 第2回
日時 令和2年3月25日(水) 午後1時30分～3時00分
会場 三島市総合防災センター防災研修室(三島市大社町別館)
- 10 閉 会

第5次三島市総合計画 審議会委員名簿

(分類別に50音順)

No	団体名	分類	職名	氏名	備考
1	三島市議会	市議会議員	議員	大石 一太郎	
2	三島市議会	市議会議員	議員	岡田 美喜子	
3	三島市議会	市議会議員	議員	河野 月江	
4	三島市議会	市議会議員	議員	鈴木 文子	
5	三島市議会	市議会議員	議員	土屋 利絵	
6	三島市議会	市議会議員	議員	中村 仁	
7	三島市議会	市議会議員	議員	野村 諒子	
8	三島市医師会	公共的団体等	会長	池田 裕介	
9	三島地区環境保全推進協議会	公共的団体等	会長	長谷川 弘	
10	三島市観光協会	公共的団体等	会長	稲田 精治	
11	三島市国際交流協会	公共的団体等	会長	平出 利之	
12	三島市自治会連合会	公共的団体等	会長	山下 聖秋	
13	三島市社会教育委員会	公共的団体等	副委員長	永倉えり子	
14	三島市社会福祉協議会	公共的団体等	会長	中村 正蔵	
15	三島商工会議所	公共的団体等	会頭	石渡 浩二	
16	三島市身体障害者福祉会	公共的団体等	会長	松村 隆文	
17	三島市スポーツ関係団体連合会	公共的団体等	会長	今野 守	
18	三島市都市計画審議会	公共的団体等	委員	石塚 基一郎	
19	三島函南農業協同組合	公共的団体等	組合長	柿島 直人	
20	三島市PTA連絡協議会	公共的団体等	家庭教育委員長	大川 由紀	
21	三島市文化芸術協会	公共的団体等	会長	靱山 好実	
22	三島市防災指導委員会	公共的団体等	相談役	高木 美枝子	
23	三島市保健委員会	公共的団体等	会長	上滝 久美子	
24	一般社団法人 ママとね	公共的団体等	代表	中島 明子	
25	三島市民生委員・児童委員協議会	公共的団体等	会長	宮川 紀代美	
26	連合静岡沼駿三田地域協議会 三島田方地区連絡会	公共的団体等	議長	村田 康文	
27	三島市老人クラブ連合会	公共的団体等	会長	近藤 敏雄	
28	順天堂大学保健看護学部	知識経験者	講師	江口 晶子	
29	日本大学国際関係学部	知識経験者	准教授	橋本 由紀子	
30	各種行政関係委員経験者	知識経験者		渡邊 靖乃	

○三島市総合計画審議会条例

昭和57年12月23日

条例第20号

(設置)

第1条 三島市における総合計画の策定に関し必要な事項について調査審議するため、三島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 知識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。